令和９年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきまして、日頃より格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年１月１日現在所有している償却資産について申告（地方税法第３８３条）していただくことになります。

つきましては、申告書等を同封いたしますので、この手引きをご参照いただき申告書等を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限

令和９年２月１日（月）

申告書の提出先・お問合せ先

石垣市 総務部 税務課 資産税係

住所　〒907-8501　沖縄県石垣市字真栄里672番地
電話　0980-87-9043（直通）
FAX　0980-82-9932

お 願 い

〇申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず申告書類本書と控の両方と、あて先を記入して切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

〇電算処理で作成する場合は、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）、（増減資産用）も提出してください。

沖縄県　石垣市

≪ 目　次 ≫

１ 償却資産とは …… 2
　１ 償却資産とは …… 2
　２ 償却資産の種類と具体例 …… 2
　３ 償却資産と家屋の区分 …… 2
　４ 業種別の主な償却資産 …… 4
　５ アパート、寄宿舎、駐車場などを所有されている方へ …… 4

２ 償却資産の申告について …… 5
　１ 申告していただく方 …… 5
　２ リース資産について …… 5
　３ 申告書等の提出先 …… 5
　４ 申告書等の提出期間 …… 5
　５ 申告の対象となる資産 …… 5
　６ 申告の対象とならない資産 …… 6
　７ 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合 …… 7
　８ 税務調査ご協力のお願い …… 7
　９ 所得税又は法人税に関する書類についての閲覧 …… 7

３ 申告の方法について …… 7
　１ 書類による申告書等の提出方法 …… 7
　２ 電子申告による申告データ等の提出方法 …… 7
　３ 提出書類(提出データ) …… 8

４ 国税の取り扱いとの主な違い …… 8

５ 税額の算出方法等について …… 9
　１償評価額の算出方法 …… 9
　２税率、税額、免税点について …… 9
　３申告から課税までのながれ …… 9

６ 償却資産申告書の書き方 …… 11
償却資産申告書等様式 …… 14ページ以降
　償却資産申告書
　種類別明細書（全資産用・プレ申告用）
　種類別明細書（増減資産用）

必要に応じて複写または切り離してご利用ください。

1　償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。また、法人税又は所得税を課されない方も含みます(地方税法第341条第4号参照)。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、井戸、看板(広告塔等)、 ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※下記「(3)償却資産と家屋の区分」をご参照ください。
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、 (ターンテーブルを含む)機械式駐車設備等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号〔沖縄〇〇〕が0か9ではじまる車両）等
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、 ルームエアコン、応接セット、レジスター、POSシステム、自動販売機等

※業種別の償却資産については、４ページをご参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、次ページ<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人(テナント)が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ 、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	ＬＡＮ設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(モニター)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備電気温水器・湯沸器用		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛 け式等） 、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	(ターンテーブルを含む)機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

※この表は、主な設備等の例示です。

※自治体によって取扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

(4) 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業種	資産の名称
共通	応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、金庫、パソコン、コピー機、ルームエアコン、 内装・内部造作等、ＬＡＮ設備、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、受変電設備、 駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外灯、福利厚生設備等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、 駐車場設備、庭園(植栽)、露天風呂、四阿、パーゴラ、独立キャノピー、カラオケセット、 照明設備、接客用備品、受変電設備、自家発電装置、ボイラー等
料理・飲食店業	テーブル、椅子、室内装飾品、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、 門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両 (自動車税・軽自動車税の課税対象を除く)、大型特殊自動車等
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍や冷蔵機付のものも含む)、自動販売機、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、 自家発電装置、受変電設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備ターンテーブルを含む、舗装路面等
給油所	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー、充電器等
娯楽業	ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、パチンコ器、同取付台島工事等
売電業	太陽光発電設備、フェンス等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、 溶接機、貯水設備、梱包機等

税務会計上は家屋と一括していても、固定資産税の家屋に含められない建築設備や外構工事は、
償却資産の申告対象となります(前ページ＜償却資産と家屋の区分表＞もご覧ください)。

(5) アパート、寄宿舎、駐車場などを所有されている方へ

個人のアパート経営でも償却資産の申告が必要です。下記のような資産が償却資産の対象となります。

資産の種類	アパート、寄宿舎、駐車場 等で見落としがちな償却資産の例
構築物	外構工事(敷地内舗装、門、塀、フェンス、車止め、自転車置き場、側溝、擁壁、植栽、屋外灯)、 看板、ゴミ置き場等
建物付属設備(機械・装置)	受変電設備(キュービクル)、電力引き込み設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、 太陽光発電設備等
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛)、郵便受、宅配ボックス、消火器、避難はしご、洗濯機、乾燥機等

2　償却資産の申告について

(1)申告していただく方

令和9年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア　償却資産を他に賃貸している方

イ　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ　割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ　償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ　償却資産を共有されている方各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者外○名」という共有名義でご申告ください。申告書の記載については、11ページをご参照ください。

キ　内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人テナント等の方

※　償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2)リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税償却資産においては従来どおりリース会社等の資産の貸主所有者が当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

(3)申告書等の提出先

石垣市内に所在する償却資産について石垣市税務課にご提出ください。

また、複数の自治体に償却資産を所有されている方は、石垣市内に所在する償却資産についてのみを石垣市税務課にご提出ください市内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合も、申告書等は1通にまとめてください。電子申告により申告データを送信していただく場合も同様です。

(4)申告書等の提出期間

令和9年1月4日(月)から2月1日(月)です。

(5)申告の対象となる資産

令和9年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

ア　償却済資産耐用年数が経過した資産

イ　建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

ウ　遊休又は未稼働の資産

エ　改良費(資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います)

オ　福利厚生の用に供するもの

カ　使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

キ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

※カ及びキについては、次ページ ＜参考＞をご参照ください。

(6)申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの例：小型フォークリフト等

イ　無形固定資産例：アプリケーションソフトウエア、特許権、実用新案権等

ウ　繰延資産

エ　平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの

・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ　平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース所有権移転外リース及び所有権移転リース資産で取得価額が20万円未満のもの

※エ及びオについては、下記＜参考＞をご参照ください。

＜参考＞　少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④か⑤に該当する場合は、固定資産税の申告対象です。

④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th colspan="2">取得価額
償却方法</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上
40万円未満</th><th>40万円以上</th></tr>
<tr><td>①</td><td>一時損金算入</td><td>申告対象外</td><td colspan="4">一時損金算入不可</td></tr>
<tr><td>②</td><td>３年一括償却</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="3">３年一括償却不可</td></tr>
<tr><td>③</td><td>リース資産</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="3">償却資産申告対象</td></tr>
<tr><td>④</td><td>中小企業特例</td><td colspan="4">償却資産申告対象</td><td>特例不可</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>個別減価償却</td><td colspan="5">償却資産申告対象</td></tr>
</table>

① 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条

② 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項

③ 5ページ(2)参照

④ 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和11年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。

⑤ 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(7)申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条により、過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

(8)税務調査ご協力のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、修正年度は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。

なお偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、地方税法第17条の5第7項の規定により、7年度分遡及することとなります。

過年度分についての課税は、通常の納期と異なり納期は1回となります。

そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

(9)所得税又は法人税に関する書類についての閲覧

石垣市税務課では地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行います。閲覧した書類の内容と、石垣市への償却資産の申告内容に差異が見受けられた場合は、税務署の協力を得て関連資料を取り寄せた上で、閲覧や実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますので、ご了承ください。

3 申告の方法について

(1)書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、石垣市税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いします。

＜申告方式＞

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は石垣市税務課で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日(１月１日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2)電子申告による申告データ等の提出方法

ｅＬＴＡＸ(地方税ポータルシステム)を利用して、申告データを送信していただく方法です。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえでｅＬＴＡＸのホームページから利用の届出を行う必要があります。

(3)提出書類(提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和9年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和8年1月2日から令和9年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表 1 全資産用・プレ申告用	別表 2 増減資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*2		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○*3		○
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方 前年以前に電算処理方式により申告された方	○*5		○	○*6	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		
共通	税理士を介して申告される方			税務代理権限証書		

*1 種類別明細書減少資産用を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。
*2 償却資産申告書償却資産課税台帳の「19資産に増減なし」にチェックしてください。
*3 償却資産申告書償却資産課税台帳の21の欄に記載してください。
*4 償却資産申告書償却資産課税台帳の「20該当資産なし」にチェックしてください。
*5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。
*6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、石垣市ホームページから印刷・ダウンロードできます。
石垣市で配付する申告書以外を使用して申告される場合は、用紙のサイズはＡ4で作成してください。

※電子申告において、申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、
eLTAXホームページをご覧ください。 https://www.lta.go.jp/

4 国税の取り扱いとの主な違い

地方税(固定資産税償却資産)と国税(法人税・所得税)の取扱いの主な違いは下表のとおりです。

項目	地方税の取扱い（固定資産税(償却資産)）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	(決算日がいつであっても)1月1日	決算日(事業年度)
減価償却の方法	定率法(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却・即時償却（租税特別措置法）	認められません。	認められます。
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例(租税特別措置法)	金額にかかわらず、認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の５％	1円（備忘価額）

5 税額の算出方法等について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、一品ごとに賦課期日（１月１日）現在の評価額を算出します。

① 評価額の算出方法

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 ×（１ － 減価率／２） ＝ 取得価額 × A	前年度評価額 ×（１ － 減価率） ＝ 前年度評価額 × B

※A、B の数値は、10ページ「減価残存率表」のA欄、B欄の減価残存率になります。

② 評価額の最低限度額

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

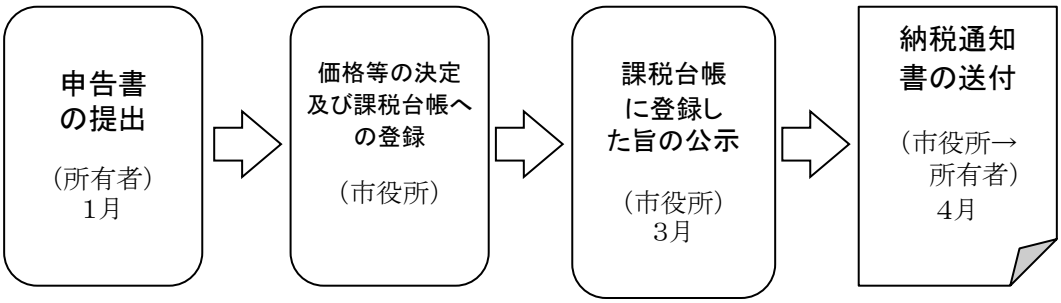
③ 評価額の計算例

取得区分	取得年月	耐用年数	取得価額又は前年度評価額	減価残存率	評価額	課税年度
前年中取得	令和8年9月	15年	3,500,000円	0.929	3,251,500円	令和9年度
前年前取得	令和6年4月	6年	450,000円	0.840	378,000円	令和7年度
			378,000円	0.681	257,418円	令和8年度
			257,418円	0.681	175,301円	令和9年度

(2) 税率、税額、免税点について

税　率	１．４％
税　額	課税標準額 × 税率 ＝ 固定資産税額 （100円未満切捨て）
	同一人が所有する固定資産（土地、家屋、償却資産）の、すべての課税標準額を合算します。
免税点	土地・家屋：３０万円、償却資産：１８０万円
	同一人が所有する土地、家屋、償却資産の各々の課税標準額の合計が上記金額未満のときは課税されません。

(3) 申告から課税までのながれ



◆減価残存率表

耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率	耐用年数	減価残存率		減価率
	前年中取得A	前年前取得B			前年中取得A	前年前取得B			前年中取得A	前年前取得B	
1				36	0.969	0.938	0.062	71	0.984	0.968	0.032
2	0.658	0.316	0.684	37	0.970	0.940	0.060	72	0.984	0.968	0.032
3	0.732	0.464	0.536	38	0.970	0.941	0.059	73	0.984	0.969	0.031
4	0.781	0.562	0.438	39	0.971	0.943	0.057	74	0.984	0.969	0.031
5	0.815	0.631	0.369	40	0.972	0.944	0.056	75	0.985	0.970	0.030
6	0.840	0.681	0.319	41	0.972	0.945	0.055	76	0.985	0.970	0.030
7	0.860	0.720	0.280	42	0.973	0.947	0.053	77	0.985	0.970	0.030
8	0.875	0.750	0.250	43	0.974	0.948	0.052	78	0.985	0.971	0.029
9	0.887	0.774	0.226	44	0.974	0.949	0.051	79	0.985	0.971	0.029
10	0.897	0.794	0.206	45	0.975	0.950	0.050	80	0.986	0.972	0.028
11	0.905	0.811	0.189	46	0.975	0.951	0.049	81	0.986	0.972	0.028
12	0.912	0.825	0.175	47	0.976	0.952	0.048	82	0.986	0.972	0.028
13	0.919	0.838	0.162	48	0.976	0.953	0.047	83	0.986	0.973	0.027
14	0.924	0.848	0.152	49	0.977	0.954	0.046	84	0.986	0.973	0.027
15	0.929	0.858	0.142	50	0.977	0.955	0.045	85	0.987	0.974	0.026
16	0.933	0.866	0.134	51	0.978	0.956	0.044	86	0.987	0.974	0.026
17	0.936	0.873	0.127	52	0.978	0.957	0.043	87	0.987	0.974	0.026
18	0.940	0.880	0.120	53	0.978	0.957	0.043	88	0.987	0.974	0.026
19	0.943	0.886	0.114	54	0.979	0.958	0.042	89	0.987	0.974	0.026
20	0.945	0.891	0.109	55	0.979	0.959	0.041	90	0.987	0.975	0.025
21	0.948	0.896	0.104	56	0.980	0.960	0.040	91	0.987	0.975	0.025
22	0.950	0.901	0.099	57	0.980	0.960	0.040	92	0.987	0.975	0.025
23	0.952	0.905	0.095	58	0.980	0.961	0.039	93	0.987	0.975	0.025
24	0.954	0.908	0.092	59	0.981	0.962	0.038	94	0.988	0.976	0.024
25	0.956	0.912	0.088	60	0.981	0.962	0.038	95	0.988	0.976	0.024
26	0.957	0.915	0.085	61	0.981	0.963	0.037	96	0.988	0.976	0.024
27	0.959	0.918	0.082	62	0.982	0.964	0.036	97	0.988	0.977	0.023
28	0.960	0.921	0.079	63	0.982	0.964	0.036	98	0.988	0.977	0.023
29	0.962	0.924	0.076	64	0.982	0.965	0.035	99	0.988	0.977	0.023
30	0.963	0.926	0.074	65	0.982	0.965	0.035	100	0.988	0.977	0.023
31	0.964	0.928	0.072	66	0.983	0.966	0.034				
32	0.965	0.931	0.069	67	0.983	0.966	0.034				
33	0.966	0.933	0.067	68	0.983	0.967	0.033				
34	0.967	0.934	0.066	69	0.983	0.967	0.033				
35	0.968	0.936	0.064	70	0.984	0.968	0.032				

６　償却資産申告書の書き方

１ 償却資産申告書の記載要領

◆前年度までの申告内容により、住所、氏名及び取得価額等を印字した申告書を同封します。
初めて申告される方へは印字された申告書は同封していません。

印字された申告書をご利用になり申告する場合 ⇒ 前年度までの申告内容により、１住所、２氏名、前年前に取得したもの（イ）が印字されています。（ロ）（ハ）（ニ）を記入して申告してください。また、下記記載例を参考に必要事項をご記入ください。

上記以外、または電算処理により申告する場合 ⇒ 下記記載例及び種類別明細書の記載例等を参考に作成してください。

帳票識別コード	
申告区分	■当初申告　・　□修正申告
処理方式	■一般処理　・　□電算処理

令和　　年　　月　　日

石垣市長　　殿

令和9年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

申告書等送付番号
98765432

所有者	1	フリガナ 住所 （納税通知書等送付先） 電話番号	石垣市美崎町〇〇番地	5	個人番号又は法人番号	1234567890123	10 短縮耐用年数の承認　□有　・　■無
	2	フリガナ 公簿上の住所又は所在地	同上	6	事業種目	食品製造業	11 増加償却の届出　□有　・　■無
					資本金又は出資金の額	10000000	12 非課税該当資産　□有　・　■無
	3	フリガナ 氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 屋号	株式会社〇〇　（代表取締役　〇〇　〇〇）	7	事業開始年月	昭和〇〇　年　　〇　月	13 課税標準の特例　□有　・　■無
				8	この申告に応答する者の係及び氏名	総務課　〇〇　太郎	14 特別償却又は圧縮記帳　□有　・　■無
					電話番号	090-0000-0000	15 税務会計上の償却方法　■定率法　・　□定額法
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	昭和〇〇　年　　〇　月　　〇　日	9	税理士等の氏名		16 青色申告　■有　・　□無
					電話番号		

１住所、２氏名
◇印字された住所、氏名に誤りがある場合は正しい住所、氏名を記載してください。
◇押印してください。法人の場合は代表者名を記載し社印及び代表者印を押印してください。

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	100,000,000	1,000,000	2,000,000	101,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,000,000			1,000,000
7	101,000,000	1,000,000	2,000,000	102,000,000

	価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

前年前に取得したもの（イ）
◇前年度までに申告されいる方のみ、取得価額を印字しております。

前年中に減少したもの（ロ）
◇前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください

前年中に取得したもの（ハ）
◇前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください

計（イ）－（ロ）＋（ハ）（ニ）
◇（イ）－（ロ）＋（ハ）によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額（ホ）、決定価格（ヘ）、課税標準額（ト）
◇電算処理により申告される場合は記載してください。
◇手書き等により申告される場合は記載しないでください。

記載例

17	市（区）町村内における事業所等資産の所在地	①　石垣市字登野城〇〇番地　□自己所有家屋　■借家 ②　□自己所有家屋　□借家 ③　□自己所有家屋　□借家
18	借用資産	■有　・　□無
	貸主の名称等	那覇市〇〇1丁目〇番地〇〇有限会社(098-000-0000)
19	□ 資産に増減なし	
20	□ 該当資産なし	
21	□ 転出・廃業・解散・その他（　　）（令和　年　月　日）	
22	備考（添付書類等）	

５個人番号又は法人番号
◇個人番号又は法人番号を記載してください。

６事業種目
◇２以上の事業を行っている場合は主たる事業を記載 します。法人の場合は資本金も記載してください。

７事業開始年月
◇事業を開始した年月を記載してください。

８この申告に応答する者の係及び氏名
◇この申告書を作成した方又はこの申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

９税理士等の名前
◇経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

10短縮耐用年数の承認
11増加償却の届出
12非課税該当資産
13課税標準の特例
14特別償却又は圧縮記帳
15税務会計上の償却方法
16青色申告
◇該当する項目を塗りつぶしてください。

17市内における事業所等資産の所在地
◇本市内における事業所、事務所、支店、営業所等の所在地を記載してください。

18借用資産
◇借用(リース)資産の有無を選んでください。また、借用(リース)資産がある場合は、リース会社等の住所、氏名、電話番号を記載してください。

19資産に増減なし
20該当資産なし
21転出・廃業・解散・その他
◇該当する場合のみ塗りつぶしてください。

２種類別明細書（全資産・プレ申告用）の記載要領

印字された明細書をご利用になり申告する場合　⇒　前年度までの申告内容により、資産の名称等が印字されています。増加資産がある場合は、下記記載例を参考に必要事項を書き加えてください。減少資産がある場合は、適用欄に朱書で減少と記載してください。
また、減少資産については種類別明細書（増減資産用）も作成してください。

◆前年度までの申告内容により、資産の名称等を印字した明細書を同封します。
初めて申告される方へは印字された明細書は同封していません。

令和9年度

種　類　別　明　細　書（全資産用・プレ申告用）

帳票識別コード	
申告区分	■当初申告　・　□修正申告
処理方式	■一般処理　・　□電算処理

処理方式
◇手書きの場合は一般処理です。

申告書等送付番号　12345678

所　有　者　名	1枚のうち
○○株式会社	1枚　目

課税標準の特例　◇該当する場合のみ、特例率を記載し、適用欄に適用条項を記載してください。

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5) (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増減事由 (注6)	摘要
01	1	6		パソコン	1	5	6	2		400,000	4	0.562						
02	1	6		パソコン	1	5	7	2		400,000	4	0.562						
03																		
04																		
05																		
06																		
07												0.						
08												0.						
09												0.						
10												0.						
11												0.						
12												0.						
13												0.						
14												0.						
15												0.						
16												0.						
17												0.						
18												0.						
19												0.						
20												0.						
				小　計						800,000								

資産の種類
◇資産の種類に対応する１～６の数字を記載してください。
１構築物、
２機械及び装置、
３船舶、
４航空機、
５車両及び運搬具、
６工具、器具及び備品

物件番号
◇電算処理等により資産コードを管理されていない場合は記載しないでください。

資産の名称等
◇該当資産の名称、規格等を記載してください。
①資産の種類順に記載してください。
②漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベットを使用して、左詰めで記載してください。

取得年月
◇資産を取得した年月を記載してください。年号は対応する下記の数字を記載してください。
１明治、２大正、
３昭和、４平成、５令和

数量
◇数量は数字のみを記載してください。

取得価額
◇当該資産の取得価額を記載してください。
取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、据付費等の付帯費用を含む）をいいます。

耐用年数
◇償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１、第２及び第５から第８までに掲げる耐用年数を記載してください。
◇耐用年数の変更があった資産については、変更後の耐用年数を記載してください。

減価残存率
◇10ページの「減価残存率表」により耐用年数に応じる減価残存率を記載してください。

価額
◇９ページの「評価額の算出方法」の算式により計算してください。
◇電算処理により申告される場合は記載してください。
◇手書き等により申告される場合は記載しないでください。

◆手書きの場合（電算処理でない場合）は、価額、課税標準額は記載しないでください。

適用
◇課税標準の特例適用資産については、その適用条項を記載してください。
◇割賦販売等により売主が所有権を留保している資産については売主の氏名、名称を記載してください。
◇耐用年数の変更があった資産についてはその旨表示してください。
◇その他当該資産の価格決定にあたって必要な事項を記載してください。

◆８ページの「提出書類」の説明も参考にしてください。

記載例

３種類別明細書（増減資産用）の記載要領

◆印字された下記様式の同封はありません。減少資産がある場合に下記記載例を参考に作成してください。
様式はこの手引きの14ページ以降にあるブランク様式をご利用ください。

令和9年度

種 類 別 明 細 書(増減資産用)

帳票識別コード	
申告区分	■当初申告 ・ □修正申告
処理方式	■一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	
12345678	

所有者名	1枚のうち
有限会社〇〇	1枚 目

注意6 「増減事由」の欄は、
1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他
いずれかの数字をご記載ください。

処理方式
手書きの場合は一般処理です。

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5) 十億 百万 千 円	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注5)
01	2	2		冷蔵庫	1	4	30	2		0	6		4	700,000円、R8.12月廃棄
02	1	2		冷蔵庫	1	5	8	12		800 000	6		1	
03														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小計														

注意1 「異動区分」の欄は、
1 増加、2減少 、3訂正
いずれかの数字を
ご記載ください。

注意2 「資産の種類」の欄は、
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品
いずれかの数字をご記載ください。

注意3 「取得年月」の年号欄は、
3 昭和、 4 平成、 5 令和
いずれかの数字をご記載ください。

注意4 「元日取得」の欄は、
元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。

注意5 「異動区分」が2減少の場合、
「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」(全部減少の場合は0円)を、
「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。

記載例

◆８ページの「提出書類一覧表」の説明も参考にしてください。

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	

令和　　年　　月　　日

石垣市長　　殿

令和9年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者	1	フリガナ 住所 (納税通知書等送付先) 電話番号		5	個人番号又は法人番号		
	2	フリガナ 公簿上の住所又は所在地		6	事業種目		
	3	フリガナ 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 屋号			資本金又は出資金の額		
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	年　月　日	7	事業開始年月	年　月	
				8	この申告に応答する者の係及び氏名 電話番号		
				9	税理士等の氏名 電話番号		

10	短縮耐用年数の承認	□有 ・ □無
11	増加償却の届出	□有 ・ □無
12	非課税該当資産	□有 ・ □無
13	課税標準の特例	□有 ・ □無
14	特別償却又は圧縮記帳	□有 ・ □無
15	税務会計上の償却方法	□定率法 ・ □定額法
16	青色申告	□有 ・ □無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

資産の種類		※評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① □自己所有家屋 □借家 ② □自己所有家屋 □借家 ③ □自己所有家屋 □借家
18	借用資産	□有 ・ □無
	貸主の名称等	
19	□ 資産に増減なし	
20	□ 該当資産なし	
21	□ 転出・廃業・解散・その他(　　)(令和　年　月　日)	
22	備考(添付書類等)	

令和9年度

種 類 別 明 細 書(全資産用・プレ申告用)

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	

所有者名	枚のうち
	枚目

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5) (イ) 十億 百万 千 円	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ) 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	増減事由 (注6)	摘要
01												0.						
02												0.						
03												0.						
04												0.						
05												0.						
06												0.						
07												0.						
08												0.						
09												0.						
10												0.						
11												0.						
12												0.						
13												0.						
14												0.						
15												0.						
16												0.						
17												0.						
18												0.						
19												0.						
20												0.						
小計																		

令和9年度

種 類 別 明 細 書(増減資産用)

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理

所 有 者 名	枚のうち
	枚 目

申告書等送付番号

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5) 十億 百万 千 円	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注5)
01														
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小 計														

提出前に次の確認をお願いします。

□ 「1住所」欄に納税通知書の送付先が記載されていますか？
□ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
□ 「17市内における事業所等資産の所在地」欄の記載と□にチェックは入っていますか？
□ (電算処理方式の場合)全資産の種類別明細書は添付されていますか？
□ (控えのご返送をご希望の場合)切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？
□ 申告書の提出先は、資産が所在する自治体です。石垣市への申告書には、
石垣市に所在する資産が記されていますか？
□ 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合には、税務代理権限証書が
同封されていますか？

◇口座振替をご利用ください

固定資産税(償却資産)の納税には便利な口座振替をぜひご利用ください。

【口座振替納付のできる金融機関】

沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行及び郵便局、
沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会

※手続きには『口座振替依頼書』・預貯金通帳・通帳にご登録の印鑑・納税通知書が必要です。
※『口座振替依頼書』は、税務課・石垣市内の金融機関で入手できます。
※ゆうちょ銀行での口座振替は、郵便局の窓口に備え付けの『自動払込利用申込書』をご利用ください。
その際には、次の払込先口座番号・払込先加入者をご記入ください。
払込先口座番号 02050-7-28797　払込先加入者名　石垣市会計管理者

【口座振替に関するお問い合わせ先】 税務課納税係 電話 0980-87-9041

※第１期の納期限の日に１年分を一括で引き落とすことも可能です。
ご希望の方は、税務課までお問い合わせください。

↓切り取って申請用の宛名にご使用ください

９０７－８５０１

沖縄県石垣市字真栄里672番地

石垣市役所　税務課資産税係

令和９年度固定資産税(償却資産)申告の手引き
令和8年10月作成
〒907-8501　沖縄県石垣市字真栄里672番地
☎0980-87-9043
電子メール zeimu@city.ishigaki.okinawa.jp
ホームページ https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/